

未来

人権教育啓発シリーズNO.1



★この『未来』は、学校で進める人権教育を御理解いただくとともに、子どもも大人も、共に人権意識を育んでいく一助としての啓発紙です。本年度も様々なテーマで作成していきますので、お読みいただければ幸いです。

★今回は「子ども」をテーマに取り上げたいと思います。

子どもの権利ってなに？

日光市は、子どもたちの未来輝くまちを目指して、平成25年に「**日光市子どもの権利に関する条例**」をつくりました。子どもが、健やかに成長するためにはなくてはならない「基本的な権利」を保障するために定めたもので、次の権利が挙げられています。



- ①**生きる権利**・・・たくさんの愛情をうけて、すこやかに育つこと
ひとりひとりが、自分自身を大事にできること
・・・など
- ②**守り守られる権利**・・・虐待やいじめ等から、自分の心やからだを守られること
どのような理由によっても、自分が差別をされないこと
・・・など
- ③**育つ権利**・・・性格や外見がちがっていても、一人の人間として大事にされること
自分が思ったことや感じたことを、自由に表現すること
・・・など
- ④**参加する権利**・・・家庭、地域、行政等のあらゆる場で自分の意見を表明すること
仲間と集まって社会の一員として行動すること
・・・など

（「日光市子どもの権利に関する条例」より）

この世に生を受けた子どもたち一人一人が笑顔で過ごすことができるよう、わたしたち大人は、この子どもの権利をよく理解し、守っていかねばなりません。

また、発達段階に合わせて子どもたち自身にも教えていくことが大切です。

権利を教えると、自分の言い分ばかり主張し、わがままになるのではないかと心配になるかもしれません。しかし、権利とは自分の思うままに何でもできるということではありません。自分の言動には責任があります。また、自分だけでなく相手にも同じように権利があり、それを尊重する必要があります。

「権利」に相對する言葉は「責任・責務」です。子どもの権利を尊重するためには、**子どもにも「社会のルールを守り、自分もほかの人も大切にして、いじめや差別をしないという責務がある」**ということを伝えていくことも必要です。

（「日光市子どもの権利に関する条例」 平成26年日光市健康福祉部人権・男女共同参画課発行より）



いじめの加害者にさせないために



いじめ問題がニュースになる度に、「我が子はいじめられていないだろうか・・・」と心配になる方は多いのではないのでしょうか。後を絶たないいじめの悲劇を無くすためには、どうしたらいいのでしょうか。一つは、いじめの加害者を減らすことです。

どの子も、加害者にも被害者にもなる可能性があります。まずは自分の子どもをいじめの加害者にさせないことです。そのためには・・・

- 小学校時代までは、たっぷり甘えさせる。（甘やかすことではありません。）
- 他人の悪口を子どもの前で言わない。
- 子どもの話（言い分）をよく聞く。（一方的な否定はだめ。）
- 「人として、いじめはだめ」と、子どもが理解できるように話す。
- 子どもが失敗をした時には、前向きになれるような言葉をかける。

などの関わり方が大切になります。

いじめをしようと思って生まれてくる子どもは、だれもいません。周りの大人たちの言動が大きな影響を与えているということを忘れずにいたいものです。

